

内閣参質一九八第七二号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出公職選挙立候補者の個人情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員伊藤孝恵君提出公職選挙立候補者の個人情報に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

公職の選挙においては、候補者の特定と候補者に係る情報の選挙人への適切な提供が重要であり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第一項等の規定による立候補の届出があつたときは同条第十三項等の規定によりその旨を告示することとされており、これらの告示のほか、選挙人の便宜のために候補者に係る情報を適宜公開している選挙管理委員会もあるものと承知している。

お尋ねの選挙管理委員会による候補者に係る情報の公表の在り方については、選挙人の便宜と公表しないことにより守られる利益を比較考量するなどの慎重な検討が必要と考えている。

三について

お尋ねの趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いざれにせよ、選挙人は、様々な媒体を通じて候補者に係る情報を入手しているものと承知している。

O

O